

支部ニュース

2013年3月 No.472

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス d a n t o k y o @ d r e a m . c o m
〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623
郵便振替 00130-6-87399

総会特集

- 記念講演「現在の北東アジア情勢と解決の方向性について」・・・・・・・・・・・・緒方靖夫
- 団東京支部41回支部総會議事録
- 新任の挨拶
 - ※支部長就任のご挨拶・・・・・・・・・・・・宮川泰彦
 - ※事務局長就任のご挨拶・・・・・・・・齊藤園生
- 2月幹事会議事録
- 幹事会日程
- 日誌

記念講演「現在の北東アジア情勢と 解決の方向性について」

緒方 靖夫

難しい課題が重層的にある北東アジア情勢を見る方法はいろいろあるが、今日は、米中関係と中国の動向という角度から話しをすすめたい。

1 日米主脳会談準備過程で日米での思惑違い

明日未明に行われる日米首脳会談のテーマから、日本側が第一にあげてきた「集団的自衛権」が後景に退いている。これは、米国の強い要請によるもの。そこに東アジア情勢をみる際のカギの一つがある。

日本側は、弱体化した日米同盟修復の象徴、中国封じ込めの決め手として、米側の意図を先取りするものと確信していたが、米国の立場は違った。米国が尖閣問題で一番恐れている構図は、日米対中国の対決であり、その回避は至上命令。そこまで、対中刺激を避けたいのが米政権。

そうした米政権の立場は、日本のメディアを見る限り、ほとんど分からぬ。それは、その米国報道には特殊な傾向があつて、例えば、アーミテージの見解が米国の代表のように扱われる。彼は、米国では、今では主流ではないし、軍事産業と結びついた「マフィア」と見られている存在。しかし、自民党に太いパイプを持っていて、彼のような人物の立場が米国のもと誤解されるしくみがつくられている。

2、米政権の対中政策

ホワイトハウスの政策をきちんと見ることが大事。第一期オバマ政権は、中東に力をさしてきていたブッシュ政権の政策を転換して、アジア旋回（ピボット）とか回帰（リバランス）とよばれる戦略をとってきた。それは、クリントン、ブッシュ政権からの流れをくむが、今日のそれを定式化しているのがトーマス・ドニロン米大統領国家安全保障補佐官の演説（12年11月）。そのなかで米国のアジアにおける「5つの努力の線」として、①安全保障同盟の近代化と強化、②新興国との深いパートナーシップの鍛錬、③地域機構への関与の強化、④中国との安定的で建設的な関係の追及、⑤地域の経済機構の推進、をあげている。

④の対中戦略は重視されていて、一言でいえば、「統合とヘッジ」である。それは、既存の機構に中国を取り込み、米国の主導性を維持しつつ、中国に責任を追わせると同時に保険をかけるというもの。中国の台頭に懸念を持つ近隣諸国も使い、また TPP によって経済的主導性を強めつつ、ヘッジとして、軍事的準備もおこたらないというのが基本戦略。

日米韓、オーストラリアによる軍事協力、近代化、沖縄基地の強化、オスプレイ配備と演習、さらにエアシーバトル、オフショア戦略など米はすべての選択肢を準備する国だが、軍事だけをみれば封じ込めに見えるが、政治外交全体でバランスよく見ることが肝心だと思う。



中国は、この米国の戦略に、「中国封じ込め」政策として強く反発している。米政権は、その中国の認識にいらだち、それは誤解だといっている。米政権内では、その誤解をとくために自らの政策を再調整するための議論がおこなわれ、今や、中国の米戦略の捉え方が米政権の対中政策に影響する時代になっている。第二次オバマ政権では、統合に重点を置く方向だ。

日米首脳会談で、尖閣問題を通じて日米同盟の絆を確認したり、それに結びつく集団的自衛権を前面に出すことを日本側にたしなめたのは、その誤解拡大を回避したかったからに他ならない。

尖閣問題について、米政権は、領有権については中立であり、レーダー照射事件でも、事態を拡大させかねないので好ましくないと、踏み込まない。その真意は、米戦略から明らかだ。

レーダー照射事件だが、自衛隊の情報は米軍が同時に共有しているから、米軍はすべてを把握している。中国は否定したが、米政権は中国の面子を考え、米中関係を優先して追いつめない。東シナ海では、米軍、日米が共同で作戦を展開し中国と対峙しており、発表されない大小の出来事がおきており、米中間では非公表で処理される事案もあるとみられる。米中間には数十のチャネルがあるが、日本には、ほとんどないことも、对中国で日米の差を示している。

3、中国のアジア情勢認識と立場

人民日報の論調を見ると、政治的な対中包囲網、軍事的な対中国武装配置、経済的に中国の影響力瓦解の試みがあり、中国の安全環境に歴史的な変化がおきており、新冷戦が開始されているというものだ。帝国主義は終わっていないという久しぶりの時代論も出て、中国は極めて強硬な認識を並べている。

尖閣の買い取りを契機に、日中関係が悪化したが、中国は、その責任はあげて国有化した日本政府にある、棚上げがなくなった以上、釣魚島は中国のものだから、その周辺の領海、領空に行くのは当然であるとして、その行為が続いている。実効支配している地域に係争国が自分の領土といって一方的に入り込むことは乱暴な行為であることは今日の国際関係からみてあまりにも明白だが、その種の態度は、日本だけではなく他の国との関係でも見られ、それは中国の強硬さ（アサティブネス）といわれる。

以前には、国際社会から、中国がいう善隣友好、平和発展を信じるに足る、いわば理性的な外交がおこなわれてきたとみられていた時期もあった。では、この強硬さはいつからのものかとよくいわれる。中国觀察者の共通した見方を紹介すると、その時期は 2008-10 年頃にあるといわれる。北京オリンピック、上海万博が成功裏におこなわれ、リーマンショックから中国がいち早く立ち直り、困難にある西側を含む経済を支援する役割を顕著にしていった時期もある。

尖閣の関連でいえば、中国の公船が初めて尖閣の領海に入り込んだのが 2008 年 12 月。民間の漁船ではなく、公船という点では、10 年の漁船の問題よりもはるかに深刻な出来事だった。

私自身、中国との意見交換のなかで、中国のイメージの質問をうけるので、それに答えて、日本でも他の諸国でも強硬とみられていること、中国は著しい発展をとげ大国として誰もがみているのだから、そのさいもっとも重要なことは他国の政府、国民からの信頼であるのだから、そのために努力してほしいとのべ、日本のことわざにある「実るほど頭を垂れる稻穂かな」という精神をもって、振る舞う方法もあると述べている。また、対中封じ込めがあるとしたら、それはかなりの部分、中国自身がつくっていることにならないか考えてほしいと言ったこともある。

その関連で想起されるのが、半世紀以上前に、中国が発表した論文「プロレタリア独裁の歴史的任

務を再び論じる」（1956年12月29日）にある大国主義を自戒する立場。「大国主義の傾向を克服するには系統的な努力をする必要がある。・・・われわれ中国人が特に覚えておかなければならぬのは、わが国も漢、唐、明、清の4つの時代には大帝国だったということだ。わが国は19世紀中ごろ以降の100年間は侵略された半植民地になり、わが国は今も経済的、文化的に遅れた国ではあるが、条件が変化した後、大国主義の傾向は力を尽くして防がなければ、深刻な危険になるだろう」。

4 どう解決するか

領土の領有権について、双方が100%自国領と主張しているのが現状。中国の立場だって、“領土問題は存在しない”といっているに等しいといえる。はっきりいって名案はない。尖閣問題を解決するために、われわれは現在、以下の3つをあげている。①双方が領土に関する紛争の存在を認めて、冷静に外交的に対応する。②実効支配の現況を変化させる物理的、軍事的対応を厳しく抑制する。③経済的関係、人的文化的交流に影響を与えないようにする。

将来的にはこうした方向しか道はないと思うが、現状では打開策は見あたらない。もっとも大きな現実の危険は、不測の形で軍事衝突。これを絶対回避するために、双方でルール化、チャネル化が不可欠である。

5、米日両政府の立場

米政権は、日中衝突は絶対回避の立場だ。そして、日中政府がハイレベルで会談して、今の緊張を緩和してほしいと願っている。また、韓国との関係も改善してほしいというサインを出している。

しかし、安倍首相には、米政権の本心をどれだけ理解しているのか疑問だ。昨日のワシントンポストのインタビューで、安倍首相は、中国の内政について評論家のような突っ込んだ発言をし、また、中国をけん制するために日米同盟の強化をはかるべきとのべたが、すぐに中国外交部の批判を招いている。なぜ内政に言及して、こうした批判を招くようなことをいうのか。対話していきたいという考えがどれほどあり、対中国関係をどうもっていきたいのか見えない。

米国では、慰安婦歴史問題について厳しい批判が起きている。これは、中韓と同じ土俵で安倍氏に対峙する構図となる。第1次安倍内閣では、この問題で、米国から歴史を偽る「修正主義者」（レビュニスト）のレッテルを貼られ、退任の理由の一つともなった。安倍首相は、その轍は踏まないという決意だけはもっているようだが、内容が伴う見通しは判然としない。

最後に二点のべておきたい。一つは、米政権の戦略について、安倍氏もメディアもどれだけ理解しているのかと思える現状はあるが、政権運営には関与していないくともNGOとして、われわれは、正確に把握することは、非常に重要だということ。米のエスタブリッシュメント内にはいくつもの声がある。ホワイトハウス、国務省（前者が戦略立案、後者が執行の関係）、国防総省・軍、議会、軍需産業、財務・通商代表部などがある。米国からくる声がどの声か見極めることが、東アジア情勢を分析するうえでも、米政権の動向を正確に見るうえでも肝心だと思う。

もう一つは、国際政治のなかで中国ファクターが重きをなしている。すでに米国の戦略がそうなっているように、良きにつけ悪しきにつけ、中国の動向は、一昔前とは比較にならない大きな影響力を持つようになっている。欧米諸国は、レベルの高い政治家や学者でも、中華文明の悠久さに拝跪して中国の現状を、問題点を含めてきちんと目に入らないことがあるが、中華文明をよく知っているわれわれが、正確に中国の情勢を分析し把握することが今後いっそう重要となるだろうし、それが隣国のわれわれの任務であると心得たい。

(質疑応答)

Q 尖閣問題との関連で台湾と中国の関係はどうなっているか。

台湾は、中国より先に領有の主張を始めた。尖閣への対応について、それぞれ立場が異なるが、日本の領有が不当であり、領有をかちとるという点で、台湾と中国が連携し共闘する事態が生まれている。また、台湾には、陳水扁政権時代に独立化の動きがあったが、今の馬英九総統のもとで、その政策は退けられ、双方の関係は、問題の少ない良好な時期にある。しかも、馬英九は、海洋法を専門とする法学博士であり、しかも釣魚島問題が博士論文だった。この問題は、台湾だけでなく、世界に住む中華民族全体の結束を強める契機にもなっていることを付け加えておきたい。

Q 尖閣問題についてどういう着地点がありうるのか。

尖閣の領有についての両国の主張の溝が埋まることは見通せない。したがって、個人の見解だが、危機回避のためのルールづくり、さらに、共同調査、さらに共同管理という関係に進むという道がありうるのではないかと考えている。これについては、中国の良心的な学者も、意見交換のなかで、その種の意見ものべており、ある将来の時期には、その選択肢もあるのではないかと思う。これとても容易ではないが、領有権については絶対にお互い譲らないので、そのなかでどういう可能な平和的解決が図れるかという角度からも、考えてみる必要があるだろう。□（文責 編集部）

団東京支部 41 回支部総会議事録

団支部総会 1 日目

第一 開会あいさつ

藤本 齊支部長

議案書や特別報告集からも明らかに見て取れるとおり、支部団員の活動の範囲は、とても広くかつ多様になっている。それの中から、今回は特に、昨年12月の国公法二事件に触れたい。明らかに猿払判決に大風穴をあけたものだ。猿払判決にもかかわらず、以来日本の運動は公安の動きを封じ込めて来ていたのに対し、権力が30数年ぶりに挑戦してきた事件だったが、堀越さん宇治橋さん救援会や支援の皆さん、そして多くの支部団員の皆さんとの奮闘の結果、権力は伝家の宝刀を自ら折っちゃったようなもので、前よりも一層使えないものに封じ込めることに成功し、政治的には大勝利と言うべきだ。東京高裁の「時代は変わった！」といわんばかりの格調高い宣言を思い起こす。歴史は明らかに進んで来たのだ。そして、私たちは、「時代は我々が変えてきたのだ。」「これからも変えていくのだ。」と付け加えよう。今度の総会もそういう機会にしたい。（私のこの件の評価について詳しくは支部ニュース2月号に。）



歴史といえば、3年前の総会では、山田朗さんの「韓国併合100年を機に東アジアの平和を考える」講演を頂き、以来、今回お土産に同封した私のレポートも含め、ことある毎にこの問題をも追及してきた。一巡して今回又改めて歴史の焦点となりつつあるこのテーマに戻ってきて、緒方靖夫さんに現代の東アジア情勢の読み方を講演していただく。東アジアの情勢と憲法問題に実務家として再び立ち向かうべきときがきている。

いずれ、大小の歴史の大きな流れの中にある我々を自ら感じ取る、そういう総会にしたい。

第二 来賓挨拶

伊藤潤一 東京地方労働組合評議会議長

アベノミクス、円高で景気がよくなるとマスコミが煽っている。しかし、日本の状態は重症である。1%賃上げされたところで景気はよくならない。ガソリン、電気代等の物価が2%上がりそうなので、1%賃料が上がっても消費は拡大しない。また、非正規労働者の割合が多く、消費拡大しない。

3月に金融活性化法が終了。これに伴い、倒産が増大。また、電気業界の大量リストラ。これらに対しての手当の必要あり。我が組合員は使用者が中小企業だが、



賃上げの要求をしないと賃下げがくるので、要求している。脱原発の取り組みも。夏の参院選に向けてがんばっている。団には、法律は複雑なので、助けてもらっている。東京地評弁護団、労弁東京支部と協力してがんばりたい。

中山伸 革新都政をつくる会事務局長

昨年は、法律家の候補者が一度も出てないといったが、今回は宇都宮候補に出てもらったのでこれを撤回する。宇都宮候補の石原都政を変えたいと立ち上がっててくれたことで、多くの人が結集、共闘した。いろいろな人・団体がそれぞれの立場からそれぞれのやり方で応援した。

今回の選挙の総括が必要。とくに 1000 万人の東京で選挙戦略。今回は意思統一の機会がなかった。猪瀬は所信表明演説をしたが、石原都政の旨味を継承。都民の暮らしを守ろうとしないものだった。都議選も重要。全力でがんばりたい。



小澤克至 国民救援会東京都本部事務局長

国公法弾圧事件で無罪事件を勝ちとった。日本共産党に対する弾圧事件で勝利を勝ち取ったことの意義は大きい。ゴビンダさんを支える会の事務局長からメールがきた。再審決定から釈放、帰国まであっという間だった。望んでいたことがあっという間に達成できたのは、これまでの活動のおかげ。UR 三鷹事件などで迅速に対応できたのは団の活動も大きかった。宇都宮さんも言っていたが、日本の選挙制度はおかしい。民主的な選挙制度実現も重要。



片桐公男 憲法改悪阻止東京連絡会議事務局長

藤本、横山にも参加していただき、団支部とは兄弟のような関係にあると思う。昨年一番印象に残っているのは、小選挙区制廃止等の選挙制度改革の運動。国会議員の劣化は小選挙区制のあらわれ。自民党が4割の得票で8割の議席という小選挙区制の危険性がでた。導入の時に応援していた読売新聞までが小選挙区制の改革を求める社説を書いたほど。小選挙区制の廃止のためともにがんばりたい。



篠原義仁 自由法曹団団長

先の総選挙は、小選挙区制の弊害がでた。改憲勢力の「圧勝」の結果。解釈改憲、明文改憲もすすめる。国民受けする政策をいま並びたててきていて、この夏の参議院選挙が極めて重要。

団は、憲法の年としたい。東京でも憲法連続学習会。京都では、一人一回学習会をするように義務付けよという意見ができるくらい。

このいい意味での挑発をいい意味で団全体でうけとめたい。

団本部事務所の移転のこと。

(1日目討議)

<憲法・平和問題>

松井繁明団員：改憲策動についての課題
吉田健一団員：改憲策動とどう闘うのか
早田由布子団員：自民党改憲案について
菊池紘団員：民意を反映した選挙制度改革
小部正治団員：改憲対策について
大森典子団員：慰安婦問題について
島田修二団員：改憲阻止のために何をすべきか・・弁護士の出番
宮川泰彦団員：改憲阻止のためにやること
枝川充志団員：憲法の切り口について
四位直毅団員：改憲反対をさまざまな切り口で
船尾遼団員：道州制基本法と改定問題
緒方蘭団員：憲法出前学習会について
吉田栄士団員：憲法・平和について
窪田之喜団員：憲法の危機にどう向き合うか
<労働・貧困>

松尾文彦団員：日野自動車本社工場の移転問題を考える市民の会
平井哲史団員：改正法の活用をどうするか

団支部総会 2日目

団支部総会 2日目討論

<憲法・平和問題>

並木陽介団員：憲法フェスティバルについて
種田和敏団員：自衛隊のレンジャー訓練について

<労働・貧困>

今村幸次郎団員：第2次安倍政権における雇用関連の規制緩和について
鷲見賢一郎団員：非正規裁判と3.23シンポについて
小部正治団員：労働事件に関する学習会の取り組みについて
酒井健雄団員：いすゞ自動車非正規切り事件について報告

伊藤克之団員：過労死防止基本法の制定を求める運動の状況について
三浦佑哉団員：スタジオイースター闘争について
中川勝之団員：社会保険庁職員の不当解雇撤回闘争の現在について

<刑事・弾圧>

佐藤誠一団員：国公法最高裁判決についての感想
小口克己団員：警備公安警察について

<原発問題>

山添 拓団員：原発被害賠償問題
清龍美和子団員：生業弁護団について
中里歌織団員：原発問題
本田伊孝団員：原発労働者
須藤正樹団員：原発除染技術者救済法について

<都政問題>

市野綾子団員：オリンピック招致問題について

(労働問題の追加の発言)

武村和也：J A L 控訴審について

《給費制訴訟》

緒方蘭：給費生訴訟

《アスベスト訴訟について》

横山聰団員：首都圏建設アスベスト訴訟判決に

《都知事選》

小部正治：都知事選について



新任の挨拶

支部長就任のご挨拶

東京南部法律事務所 宮川 泰彦

先の支部総会において支部長に任せられた宮川泰彦です。現在の所属事務所は東京南部法律事務所、修習期は26期、年齢は71才です。団支部の事務局長を1987年、88年（昭和で言うと62、63年）務めた以外は、支部の活動には格別関与していませんでした。とは言っても、ソフトボール大会には毎年選手として、（ここ8年間程は）審判として積極的に参加し、メーデーと支部総会には概ね1～2年おきに参加しております。

年を重ねてきたので、4月からは自由な弁護士生活を送ろうと思っていたところ、支部長就任の要請受け、一寸悩みましたが、引き受けることにしました。

ところで、今年の憲法問題は重大且つ深刻な諸問題を我々に突きつけ迫っています。明文改憲・解釈改憲から「国家安全保障基本法」などの法律による「改憲」、「防衛大綱」・「中期防」見直しなどの運用「改憲」等々が目の前に迫ってきています。

また、明治憲法下で突き進んでしまった侵略戦争で引き起こされた悲惨な事実を否定し、侵略戦争からの反省を投げ捨てる動きも目につきます。アジア諸国民に多大な損害と苦痛を与えたことのお詫びを表明した1995年の「村山談話」と従軍慰安婦問題について謝罪の意を表した1993年の「河野談話」に対する見直し攻撃、歴史教科書問題等々です。これらは、人間の尊厳を奪い、アジア諸国への侵略戦争を展開してしまった事実を歪曲し、併せて歴史認識を変える動きと表裏一体の関係にあることは明らかと思います。日本国憲法は、数え切れない程のアジアの人々と日本の人々の尊い命を奪っていったことに対する国民的、歴史的反省から生まれたものです。その日本国憲法制定の土台崩しを行おうとの動きです。

東京支部と団員には、知恵と力を出し合って改憲ストップの流れを作り上げることが求められています。

労働者の権利と生活、貧困問題、平和問題、震災と原発被害、都民生活と安全等々支部団員がかかわる課題は広範です。

支部全体として諸課題の実践運動から一つの大きな流れを作れれば、と思います。

さて、前支部長の藤本斎さんの後任は荷が重いものがあります。彼に比べれば、はるかに浅学非才の身であり、到底藤本さんのスタイルを踏襲することはできません。かと言って、ボーッとしている訳にも参りません。

支部団員皆様と事務局の皆様のお力添えをお願い申し上げ、支部長就任のご挨拶とさせて頂きます。

事務局長就任のご挨拶

齊藤法律事務所 齊藤 園生

第 41 回支部総会で、事務局長に就任しました。2年間どうぞよろしくお願ひいたします。

私が東京支部の事務局次長として支部活動に関わっていたのは、1996,97年のことですから、15年以上も前の遙か昔のことです。その後、本部事務局次長などもしましたが、ここ数年は集団事務所から全くの1人事務所になってしまったこともあります。すっかり団にはご無沙汰をしてしまいました。先日久しぶりに東京支部の総会に出席し、50期台後半から60期台の圧倒的若手の台頭と、まだまだ一線で活躍するベテランの足腰の強さにふれ、相変わらずの団の力強さを感じました。

安倍政権が誕生し、憲法改正が正面から政治目標に掲げられるような時代に、私たちがこの国の現状と行く末にどう向き合うか、問われているように思います。各団員や各事務所の創意工夫あふれた活動を、支部全体の活動に反映させるように、事務局長は「裏の手配師」に徹しようと思っています。そして2年後には、次の執行部に確実にバトンタッチができるようにしたいと思います。どうか、2年間よろしくお願ひいたします。



幹事会日程

3月27日 (水)

4月24日 (水)

5月22日 (水)

6月26日 (水)

7月24日 (水) 若手学習会

8月23日 (金) ・ 24日 (土) (サマーセミナー)

9月25日 (水)

10月23日 (水)

10月25日 (金) 予定 (ソフトボール大会)

11月20日 (水)

12月18日 (水) 若手学習会・忘年会

1月22日 (水)

2月 5日 (水)

2月21日 (金) ・ 22日 (土) (総会)

※ 基本は団本部でおこなう。時間は 2-5 時

※ 東部、南部、三多摩地域などの事務所の協力を得ながら会場をきめるときもある。

2月幹事会議事録

1 憲法関係

(1) 改憲問題

自民党改憲問題

M：自民党は、解釈改憲と明文改憲を同時並行で進めている

Y：公明党は9条改憲には消極的。維新ないしみんなが勢力を伸ばしたところでやってくるのではないか。ただ、自民党が公明党を切れるか。

M：動きを作っていくことが大事。団の自民党案解説リーフレットができた。

H：「明日の自由を守る若手弁護士の会」でも、パンフレット、ホームページ、立憲主義をわかりやすく解説するための紙芝居がまもなく完成予定。これまで護憲運動が届かなかつた層に、自民党改憲案の恐さを届けるのが狙い。

M：職場等で学習会を行う取り組みを強めたい。

S：八王子で9条の会の連絡会ができた。

憲法会議幹事長に小部正治団員を推薦することに決定。

韓国・中国との交流

S：9条問題については、韓国や中国から厳しい批判を寄せる必要があるのではないか。国際社会から批判が寄せられている状況を作らなければならない。

単なる要請にとどまらず、東アジアの平和を作り出すために何をすべきなのか、話し合うための交流を行って、何か発信していく必要があるのではないか。

国法協と団東京支部が共同で行ってはどうか。

団大阪支部は民弁と交流を持っている。梅田団員のルートで交流すべきではないか。

10月14日、9条世界会議を大阪で行うことが決定。1万2000人規模。秋には民弁が韓国からくるだろう。

Y：行くということで、総会に報告する。

(2) 秘密保全法

Y：一弁が秘密保全法シンポを予定。

F：田島泰彦教授、清水勉団員が共著で出版予定。

(3) 国家安全保障基本法

Y：議員立法で成立させようという動きがある。内閣法制局は通らない。

F：衆議院法制局と参議院法制局がある。その顔ぶれを把握すべき。

S：法律家の連名で反対声明を出すべきではないか。

(4) 選挙制度

Y：これまでには比例定数削減反対の対策会議として行っていたが、選挙制度改革の対策会議として名称をあらためる。院内集会、議員要請を行っている。

2 労働・貧困問題

Y：原発労働者の実態が徐々に出てきている

3 震災・原発問題

時効の問題。

4 教育問題

高校教科書採択妨害問題についての要請文案確定

都教委に対し、郵送で要請。

5 オリンピック問題

2月25日までにカウンターレポートの英訳を完成させる。

3月4日 異議あり集会@日本青年館

2月17日 バスツアー

6 総会準備 6 2名参加予定。修習生が参加するかどうか。

日誌 2月6日～3月10日

- 2月 6日 団市民問題委員会／団将来問題委員会
7日 構造改革P T／団事務局会議／団教育問題委員会
8日 支部幹事会・支部憲法学習会
12日 団治安問題委員会
14日 団改憲阻止対策会議
19日 団法曹養成P T
20日 団司法問題委員会
21日 団事務局会議／団労働問題委員会
22日～23日 第41回支部総会（KKR熱海ホテル）
25日 異議あり 2020オリンピック東京招致実行委員会
26日 団給費生問題委員会
27日 団国際問題委員会
3月 4日 異議あり 2020オリンピック東京招致実行委員会
5日 支部事務局会議／団教育問題委員会
6日 团市民問題委員会
7日 团事務局会議／団改憲阻止対策本部
10日 原発ゼロ★大行動



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴（2つの制度共通）

■保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**

■ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**

※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。

■**国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、
月々の所得を1年間、または2年間補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、
手厚く補償します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

<保険料表（月払）>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、
団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円
(保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間 1年	対象期間 2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420



- 病気やケガによって就業障害となった場合、
最長70歳まで長期に補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。**
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる
保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表（月払）>

団体割引25%、保険料単位：円（保険金額
10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年				
満年齢	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3

橋本ビル3F

TEL : 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL : 03 (3231) 4111